

手洗い vs コロナウイルス 勝つのは手洗い!

コロナウイルスは体に入ると増殖できますが、物の表面にくっただけなら時間がたつと壊れてしまいます。でも、くっつく物によって**24～72時間**くらい、感染する力を持っています。この間にウイルスを触ると、手についたウイルスが体の中に入ってくる危険が…!


そこで、手洗い。

①流水で洗うと、ウイルスは流れていきます。

②石けんの手洗いは、コロナウイルスの表面の膜を壊して感染する力を失わせるので、もっと効果的。

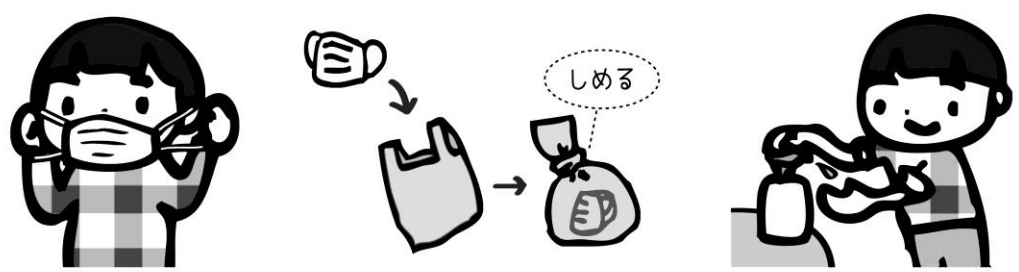
指先、指の間、手首、手のしわ

など、ウイルスが残りやすいところを念入りに洗えば、手洗いの完全勝利!



つけたマスク⇒しっかりすてる マスクのあとしまつ

- ①ひもをもってはずす ②ビニールぶくろやふたつきのごみばこへ ③せっけんでしっかり手あらい!



相談室（スクールカウンセリング）について

6/15より、スクールカウンセラーによる相談を再開します。新型コロナウイルスの影響で、いつもと違う生活に不安を感じた人もいることでしょう。「今までできてきたことが突然できなくなり、普通だと思っていたことが、普通でなくなったことで、落ち込んでいる人もいるかもしれませんね。また、「学校に行きたくないな…」と思う人もいるかもしれません。そんな時は、相談室に来て話してみませんか？相談希望の人は、保健室に予約をとりに来てくださいね。



- 担当：山下 彩（やました あや）先生
- 来校日時：毎週月・火 12：40～17：40（予約は保健室）

日本スポーツ振興センターについて…



日本スポーツ振興センターとは、学校の管理下においてお子様が災害にあった場合、保護者様が学校を通じて給付金を申請できる機関です。

本校生徒は、日本スポーツ振興センターに全員が加入しています。

万が一、ケガ等をされた際は速やかに学校にお申し出ください。申請をされる場合、保健室にて必要書類をお渡しします。

給付の内容・対象等は次のページのとおりです（ホームページから抜粋）制度の詳細については、「独立行政法人・日本スポーツ振興センター」のホームページ(災害給付共済)をご覧ください。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲 および 注意点

引用ホームページ：独立行政法人・日本スポーツ振興センター

- | |
|--|
| ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含みます) |
| ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合 |
| ③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合 |
| ④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合 |
| ⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合 |

- 1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 8 高等学校又は高等専修学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 9 高等学校又は高等専修学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。